

# 山形市道路占用料条例新旧対照表

都市整備部道路維持課

改正後				改正前			
占用物件		単位	占用料（円）	占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>570</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>510</u>
	第2種電柱		<u>870</u>		第2種電柱		<u>790</u>
	第3種電柱		<u>1,200</u>		第3種電柱		<u>1,100</u>
	第1種電話柱		<u>510</u>		第1種電話柱		<u>460</u>
	第2種電話柱		<u>810</u>		第2種電話柱		<u>730</u>
	第3種電話柱		<u>1,100</u>		第3種電話柱		<u>1,000</u>
	その他の柱類		<u>51</u>		その他の柱類		<u>46</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	5		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	5
	地下に設ける電線その他の線類	につき1年	3		地下に設ける電線その他の線類	につき1年	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>490</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>450</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>300</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>270</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,000</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>910</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>420</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>380</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>910</u>

改正後				改正前			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>21</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>19</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>30</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>27</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>45</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>41</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>61</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>55</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>91</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>82</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>120</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>110</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>210</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>190</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>270</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>610</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>550</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>910</u>		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額

改正後				改正前			
	上空に設ける通路		<u>900</u>		上空に設ける通路		<u>930</u>
	地下に設ける通路		<u>540</u>		地下に設ける通路		<u>560</u>
	その他のもの		<u>1,000</u>		その他のもの		<u>910</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>18</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>19</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチで一時に設けるものがあるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>	令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチで一時に設けるものがあるものを除く。）	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800</u>		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900</u>
	標識	1本につき1年	<u>810</u>		標識	1本につき1年	<u>730</u>
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>18</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>19</u>
	その他のもの	1本につき1月	<u>180</u>		その他のもの	1本につき1月	<u>190</u>
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であることを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>18</u>	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であることを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>19</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>

改正後					改正前				
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,800</u>		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,900</u>
		その他のもの		<u>900</u>			その他のもの		<u>930</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>910</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	<u>190</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>100</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>91</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額			地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が2のもの
				階数が3以上のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額			
		その他のもの	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額			その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設				Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設				Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額

改正後				改正前			
	その他のもの		Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに <u>0.016</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額